

保護者 様

有田川町立田殿小学校  
校長 森 早百合

## 出席停止について

学校において予防すべき疾病は「学校感染症」と定められていて、学校保健安全法第19条の規定により、主治医の登校許可があるまで出席停止になります。

出席停止期間中は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い治療してください。なお、登校の際には下記の治癒証明書に医師の証明を受け、学校へ提出してください。

## 学校感染症治癒証明書

年 番 氏名

病名

停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の者は既に治癒し、学校感染症予防上、登校しても差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名